

指定障害福祉サービス事業者等
指定障害児通所支援事業者等 各位

旭川市福祉保険部指導監査課長

令和6年度 福祉・介護職員等処遇改善加算等実績報告書の提出について（依頼）

このことについて、令和6年度に処遇改善加算等を算定した事業者は、次のとおり必要書類を提出願います。

1 提出書類（提出データ）

次の（1）から（2）いずれかの様式により提出してください（※必要に応じ（3）、（4）は提出）。

- （1）別紙様式3（実績報告書）.xlsx
- （2）別紙様式7（加算未算定事業所用・実績報告書）.xlsx
- （3）別紙様式4（変更届出書）
- （4）別紙様式5（特別な事情に係る届出書）

2 提出期限 令和7年7月31日（木）

3 提出方法 原則、旭川市電子申請システム（下記フォーム）により提出してください。

<https://logoform.jp/form/iLZf/613281>

4 留意事項

（1）提出データの作成について

- ①実績報告書の様式は年度毎に変更されているので、必ず令和6年度の様式を使用してください。
- ②提出データにあらかじめ入力されている計算式・シートの構成等に変更しないでください。
- ③作成に当たっては、「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月26日付け障障発0326第4号・こ支障第86号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長・こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）、記載例及びQ&A等を参照願います。

（2）提出書類について

賃金改善額の根拠資料の提出は不要ですが、運営指導等において根拠資料を確認する場合がありますので、関係する書類について適切な保管をしてください。

（3）賃金改善や実績報告が行われなかった場合について

- ①既に支払った賃金改善額が各加算額を下回るような場合は、一時金等を支給するなど、実績報告において下回ることがないように賃金改善を行ってください。
- ②処遇改善加算等を算定したにもかかわらず、実績の報告が行われない場合は不正請求として全額返還となる場合があるので御注意ください。

（4）その他

- ①実績報告書の様式等は、旭川市のHPにも掲載しています。必要に応じて参照願います。
旭川市HP MENU>事業者向け>よく利用されるページ>障害福祉サービス事業者向けトップページ>4-（4）
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/syougaihususi/seinsei1/d054013.html>
- ②受理通知書の発行はいたしません。提出確認用の文書が必要な場合は、提出いただいた文書に受領印を押印したものをお渡しすることで代えさせていただきますので、御相談ください。

（提出先及び連絡先）

〒070-8525 旭川市7条通9丁目旭川市役所総合庁舎4階
旭川市福祉保険部指導監査課（障がい担当）
電話（0166）25-9849